新潟商工会議所 E-mail 通信

Vol. 149

発行日:平成29年2月27日 担当:会員サービス課 service@niigata-cci.or.jp 〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階 URL http://www.niigata-cci.or.jp E-mail office@niigata-cci.or.jp

会員のため、地域のため、お役に立てる商工会議所を目指して ~ 平成 29 年新年祝賀会を開催 ~

平成 29 年新年祝賀会を1月5日、ANAクラウンプラザホテル新潟において開催し、前年を上回る約1200名を超える参加をいただきました。

福田会頭は、「地域の活性化に向けて、様々な角度でお役に立てる商工会議所を目指して頑張りたい」と挨拶しました。また、米山知事、篠田市長、地元選出国会議員の祝辞や三村日商会頭からの祝電披露の後、古町芸妓連の祝舞や賀詞交換が行われ、盛会裏に終了しました。

〈福田会頭挨拶〉

皆様、あけましておめでとうございます。年頭 に当たり謹んでご挨拶申し上げます。

まず初めに、昨年末の糸魚川市で発生した大火で、被災されました皆様に御見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。商工会議所としましては、大火の翌日から支援を開始し、年末年始におきましても県内の各商工会議所から経営相談員を応援のため派遣いたしました。また、県下 15 の商工会議所からもお見舞金をお届けしました。

災害時におきましても、商工会議所は皆様の力になれるよう一緒になって、地域のため、会員のために行動していくものであるということを、改めて認識いたしました。

さて、本日はご多忙中にもかかわらず、米山知事、篠田市長をはじめ、ご来賓の皆様、そして会員の皆様、合わせて1,200名を超える大勢の方々にお越しいただき、誠にありがとうございます。新潟の景気も少しずつ良くなっていくのではないかという気がいたします。



平成 29 年 新年祝賀会 福田会頭挨拶

我々経済界は、行政とも互いに協力しながら創意工夫し、地域の活性化を力強く進めて参りたいと強く感じております。皆様からは商工会議所に対してご意見等がございましたら、是非お寄せいただければと思います。様々な角度からお役に立てる商工会議所になることを目指して努力して参りますので、今まで以上に、皆様からのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日お越しいただきました皆様にとって、今年 一年が輝かしい年となりますよう、心よりご祈念 申し上げまして、年頭のご挨拶といたします。

〈米山県知事祝辞〉

県の印象というものは県庁所在地の印象で大きく変わってくるもの。新潟市を元気にするために 新潟商工会議所会員の皆様方により一層元気になっていただき、新潟県、新潟市を盛り立てていた だければと思います。

新潟県では、今後の大きな課題として「少子化対策」を掲げています。住みやすく、子育てしやすく、働きやすい、暮らしやすい街にするため、会員企業の皆様方と力を合わせて新潟の発展に寄与して参ります。

〈篠田市長祝辞〉

新潟市は、昨年G7農業大臣会合を開催し、食と農の魅力を世界に伝えることができました。農業戦略特区も成果が形になって見え始めています。日本を代表する企業からも参入いただき、6次産業化も進んできています。

今後は 21 世紀を支える新しい産業の柱となり うる「航空機産業」などにも

カを入れて参ります。多様な働く場の充実が喫緊の課題であり、今後とも皆様方からさらなるご尽力をお願い申し上げます。

労務管理のお知らせコーナー『ワクワク通信2月号』

ワーク社労士事務所 社会保険労務士 五十嵐 保

★☆★今月のテーマ《 育児・介護休業法が改正されました。 》☆★☆

平成29年1月1日より、改正育児介護休業法が施行されました。

少子高齢化が進行する中で、各事業所でも育児・介護を行う従業員への体制整備が求められます。 『持続可能で安心できる社会を作るためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」あるいは「就労」 と「介護」の「二者択一構造」を解消し、「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」を実現する ことが必要不可欠です。』(厚生労働省発行『平成 29 年 1 月 1 日対応 育児介護休業法のあらまし』 より引用)今月号では、改正内容のご案内と今後の課題の中から、介護離職防止の問題を考えてみたい と思います。

・改正育児・介護休業法の概要について

今回の改正は、大きく分けて3点になります。(※3は、改正男女雇用機会均等法の内容です。)

1. 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

- 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができることとする。
- 介護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。
- 所定外労働の免除を介護終了までの期間について、請求することのできる権利として新設する。
- 有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和する。

2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

- 子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 有期契約労働者の育児休業の取得要件を緩和する。
 - ①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、
 - ②子が1歳6ヶ月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかでない者
- 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を育児休業制度等の対象に追加する。

3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

○ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、 雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。(いわゆるハラスメント対策も含まれます。)

・『介護離職の防止』を考えます。

先日、ある会社で介護休業について説明した時に、従業員より質問がありました。

『介護休業の期間が、約3ヶ月というのは、短すぎるのではありませんか?実際に介護が始まれば、長期間になるかもしれないのに…。』という内容の質問でした。

厚生労働省の資料に記載されている【介護休業】とは、【仕事と介護の両立を行う上での準備の期間】という 位置づけです。『介護休業の期間は、「自分が介護を行う期間」だけでなく、「仕事と介護を両立させるための 体制を整えるための期間」でもあります。介護休業期間の介護保険サービスを受けるための準備期間としても活 用し、家族の介護をしながら、仕事を継続できる体制を整えていきましょう。』(厚生労働省「育児・介護休業 法のあらまし」より引用)

さて、突然はじまる介護に備えて、仕事との両立を前提に、まず準備できることは何でしょうか?

① 職場で、介護について話し合う時間をつくる。例:朝礼の5~10分位、週1回確保するなど。

- ② 上司や部下の間で、家族のことを可能な限りオープンにできるような雰囲気づくりをする。
- ③ 例えば、短時間勤務制度、在宅勤務制度、業務の2人担当制等が、自分の職場では、できるか検討する。
- ④ 介護休業等からの職場復帰における支援について考える。
- ⑤ 介護休業や給付金、介護休暇等の支援制度の情報共有を行うこと。 以上、5点ほどの例を挙げてみましたが、他にもあるでしょうか? ぜひとも、関心を持っていただき、職場で話し合う時間の確保をお願い致します。

また、介護保険制度は、今年の4月より大きな変更があります。平成27年度介護保険制度改正により、新しく「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。要支援1,2の方が利用する「訪問介護」・「通所介護」が、介護保険より新潟市等の市町村が運営する「総合事業」に移行されます。今後は、住んでいる地域によって「介護保険サービス(総合事業)」の内容に差が出てくる可能性があります。

ご家族が離れた地域にお住まいの場合は、その地域の「総合事業」の内容も、よく情報収集することが大切になってくると思われます。新潟市では総合事業の内容について、2月上旬に、新聞折り込みでチラシを各家庭に配布しているようです。(『地域包括ケアシステムの構築に向けて』というタイトルのチラシです。)

☆詳しい内容については、労務管理の専門家にお聞き下さい!新潟県社会保険労務士会ホームページ http://www.sr-niigata.jp☆



坂本 光司/さかもと・こうじ

1947年生まれ。福井県立大学教授、静岡文化芸術大学教授などを経て、2008年4月より法政大学大学院政策創造研究科(地域づくり大学院)教授、同静岡サテライトキャンパス長および同イノベーション・マネジメント研究科兼担教授。ほかに、国や県、市町、商工会議所などの審議会・委員会の委員を多数兼務している。専門は中小企業経営論・地域経済論・産業論。著書に『日本でいちばん大切にしたい会社』(あさ出版)、『この会社はなぜ快進撃が続くのか』(かんき出版)など。

「非常時に圧巻の対応を見せた帝国ホテル」

大規模な天災地変などが発生した折、「よくぞそこまで……」とお礼申し上げたくなるほどのことを「お互いさまですから当然です」と実行する企業や人々がいる。一方、目の前に助けを求めている人々がいるにもかかわらず、見て見ぬふりをする企業や人々もいる。また、あれほど平時において、社員を大切にすると公言しながら、不況や円高になると「やむを得ませんでした」などと、平然と社員をリストラする企業も散見される。

その意味では、いかなる組織体も人もそうであるが、その本性・本気度が顕在化するのは、いつの時代も平時ではなく非常時なのである。昨年の「人を大切にする経営学会第3回全国大会」にお招きした帝国ホテルの小林哲也会長から、数々のエピソードを含めた講話を聴くことができた。その全てをここで紹介することはできないが、あの6年前に発生した「東日本大震災」の時、帝国ホテルがとった行動の一つを紹介する。

周知のように、あの大震災は都内にまで甚大な被害を与え、あらゆる交通機関のマヒ状態が深夜まで続き、多くの帰宅難民を発生させた。余談であるが、筆者もその一人であった。幸いにして筆者は東京駅の近くにいたこともあり、深夜動き出した最初の新幹線に乗ることができ、翌日の明け方、ようやく自宅にたどり着くことができた。しかしながら、宿泊するホテルなどを確保できなか

った、いわゆる帰宅難民は、寒さをしのぐことの できる安全なビルも大半が閉鎖されてしまってい たので、いてつくような寒さの中、屋外で一夜を 過ごすことを覚悟した。

それを見かねた帝国ホテルのスタッフは、なんと日比谷公園やその近くに避難していた帰宅難民をホテル内に誘導したのである。その数はなんと2000人以上に及んだ。広い豪華なロビーはもとより、大半の宴会場や会議室、さらには廊下までも開放し、帰宅難民を受け入れたのである。そればかりか、寒さに震える一人一人に温かい毛布を提供するとともに、缶入りパンやペットボトルの差し入れを行ったという。

圧巻なのは深夜、総料理長らが、対策本部にいた小林会長(当時社長)に「明日の朝は冷え込みが厳しいようです。少しでも帰宅難民の方々の体を温めてあげたいので、明朝、全員に野菜スープをごちそうしてあげたいのですが……」と許可を求めに来た。小林会長は「それはよいことに気付いてくれました。ところで2000人分の用意はできるのですか?」と聞いた。すると総料理長は「何とか工夫します」と答え、翌朝2000人以上の帰宅難民に温かいスープが配られたという。

この話を聞き、学会員全員が「さすが帝国ホテル……」と絶賛したのは言うまでもない。



万代くんとつばさくんの "ロダン・タイムズ"

税理士:八百板 誠

新企画 ちょい旅 & 頑張るロダン君 ちょい旅 今回のこだわりは炭酸系 頑張るロダン君 今回は遺言執行人



ちょい旅パート1

(その1) ちょい旅

今回は南会津 玉梨温泉

新連載の「ちょい旅」とは、

「何かにこだわった」ちょいとした旅。 初回は、ロダン君が大好きな炭酸泉の温泉です。

昨年9月リニューアルオープンの日帰り施設、「せせらぎ荘」へのちょい旅です。

南会津地方、金山町といえば、「炭酸の町」として有名。町内には炭酸水が無料で汲める場所があるほど。高速道路上の自動販売機には、ちょいと高い(160円)ペットボトルがありますね。

磐越道会津坂下I. C下車し、車で40分。新 潟からは1時間半くらいです。カーナビは、「玉 梨八町温泉恵比寿屋」と入力。目的地に着くと、 橋があり、橋の近くにある4湯で入浴ができます。

橋の手前には、①恵比寿屋(かっぱの湯)、② 共同浴場(混浴)さらに橋の奥に行くと、 ③共同 浴場、④せせらぎ荘があります。

(共同浴場は、200円)

ロダン君のお勧めは、①~③で1湯し、④のぬるい方の湯(大黒湯)でじっくりと入浴。

せせらぎ荘 大黒湯の温泉成分表をみたら、すっごい名湯。入浴した感じは、大分県の七里田温泉 と同じで、少し鉄分臭があります。

(その2) 温泉談義

福島県本宮市から来た「マイ木桶」持参の若い入浴客と談笑しました。若い方ですが、奥会津温泉巡りを制覇し、景品として木桶や特製バスタオルをゲットしたそうです。

景品は先着順なので、イベント情報には気を付けているそうです。パンフレットにある主催者、

「奥只見電源流域振興協議会」にてイベント情報を収集してはどうかと、ロダン君は考えました。

もう一人の温泉談義は、受付の人。温泉成分表の炭酸イオンを、ロダン君が覚えていたのに驚いたようです。なお、遊離二酸化炭素(1200mg)が多いと心配していたので、「数値が高いと、心臓に負担なく温泉に入れる」と、効能を説明したら喜んでいました。

(その3) 遺言執行人

遺言執行人とは、相続人に代わって預金の解約などの手続きを行う人のことです。

毎年、公正証書遺言作成の協力を依頼されます。 遺言執行人を付けないと、遺産整理の相続手続き を行う際に、相続人全員の署名・印鑑証明書を付 けた「代表者届」が必要です。

執行人は、財産を調べることができます。年配の方で、普通預金通帳に記帳していない場合、第四銀行では、1年以上通帳記帳がないと、「合計記帳」と記帳され記帳のない期間の預入・引き出しの合計額のみが記帳されます。

未記帳機関の預入金額の合計が、年金収入より 多かったので、他の収入が気になり、普通預金の 復元を銀行にお願いする場合には、配偶者でなく、 執行人が復元依頼をします。(なお、通常は復元 料金を請求されますが、合計記帳の場合には無料 でしていただきました。)

執行人は、遺産整理の全てを行うわけではありません。生命保険、医療保険などは、相続人が請求を行うことが基本です。

今回の依頼者ご夫婦は、二人暮らしで、全ての 金銭管理をご主人がしており、奥様は、全く関わっていないため、財産探しに重点を置くとともに、 入院請求を行なった保険が、どこまで請求したの か分からない状態でした。

参考までに、昔のがん保険は、死亡時に保険金が支給されるタイプがあります。 (例) アフラック 1015万円 65才以上は75,000円 ガン以外で死亡したから、がん保険の請求はできないと思い込まずに、保険証券を確認するか、証券を紛失していても、コールセンターに照会をすることをお勧めします。

早期景気観測(日本商工会議所)調査結果のポイント LOBO 調査 2017 年 1 月結果

業況DIの改善は、足元で一服。先行きは、横ばい圏内の動きが続く

日本商工会議所が31日に発表した1月の商工会議所LOBO(早期景気観測)調査結果によると、1月の全産業合計の業況DIは、▲23.0と、前月から▲1.3ポイントの悪化。寒波などの天候不順に伴う客足減少や消費者の節約志向、人手不足の影響から、小売業、サービス業などの業況感が悪化した。また、円安進行による原材料価格の値上りを指摘する声が聞かれた。他方、自動車や電子部品関連を中心に生産・輸出が持ち直しているほか、住宅などの民間工事の堅調な動きを指摘する声も多く聞かれた。中小企業の景況感は、総じてみれば緩やかな回復基調が続いているものの、足元で一服感がみられている。

先行きについては、先行き見通しDIが▲21.0(今月比+2.0ポイント)と改善を見込むものの「悪化」から「不変」への変化が主因であり実体はほぼ横ばい。株高進行による消費拡大や設備投資の増加、海外経済の回復に期待する声が聞かれる。他方、消費低迷の長期化や人手不足の影響拡大、米国新大統領の政策の不透明感、為替の大幅な変動などへの懸念から、中小企業においては先行きに慎重な見方が続く。

詳細は、日商ホームページ(http://www.jcci.or.jp/lobo/lobo.html)を参照。

feel NIPPON 春 2017

50会議所が地域発の逸品PR



多くの来場者でにぎわう会場

日本商工会議所は2月8~10日、東京ビッグサイトで共同展示商談会「feel NIPPON 春2017」を開催した。会場では、全国50商工会議所が、「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」によって開発した「食」「旅」「技」の地域オリジナル商品をPR。各ブースは多くの来場者でにぎわった。今回は熊本県復興支援として、熊本県商工会議所連合会から8商工会議所が熊本発の逸品をアピールした。

日商簿記-1グランプリ

県立岐阜商業高校が優勝

簿記-1グランプリ結果 (1~10位)

順位	点数	所鳳機間	チーム名
1	268点	岐阜県立岐阜商業高等学校	チーム十字軍
2	267点	熊本県立熊本商業高等学校	熊本商業高校簿記部A
3	260点	大原簿記医療秘書公務員 専門学校町田校	大原学画町田校 Aチーム
4	251点	名古屋大原学園	大原学園名古屋校 18選抜部隊
4	251点	大原簿記法律專門学校京都校	大原学園京都校A
6	250点	大原簿記情報ビジネス専門学校 横浜校	最速165km/h
6	250点	奈良情報商業高校	奈良情報商業高校2年
6	250点	山口大学	山口大学職会B
9	249点	仙台大原簿記情報公務員專門学校	チーム仙台校
10	247点	大原簿記専門学校神戸校	COMPASS

日商簿記検定試験1級の成績をチームで競う「日商簿記ー1グランプリ」において、岐阜県立岐阜商業高校が、専門学校、大学、社会人チームを抑えて見事1位に輝いた。1位と2位の差はわずか1点の激戦で、2位は熊本県立熊本商業高校、3位は大原簿記医療秘書公務員専門学校町田校となった。初開催となる同グランプリには、全国から155チーム・630人が参加。昨年11月20日に実施した試験で順位を競った。

5000会員を目指して

「パワーアップ5000 i運動

ご紹介下さい!おひとり一社

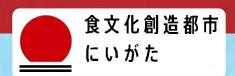


http://www.niigata-cci.net/nyukai/

全国に515 ある商工会議所は、125万会員のネットワークを活かし、それぞれの地域において経済社会の発展のため、様々な事業を実施しております。経営全般の相談にお応えすることはもちろん、会員限定の「無担保・無保証人融資制度」「無担保第三者保証人不要の特別保証制度」「メンバーズローン」などの有利な融資制度が利用できます。お取引先、関連会社などでまだご入会いただいていない事業所がございましたら、是非、ご紹介くださいますようお願い申しあげます。

新入会員をご紹介いただいた会員の皆様には、ご紹介いただいた事業所が加入した場合、年度を通算して

- ① 紹介件数1件から4件までは、1件につき1,000円、
 - 紹介件数4件を超える分は、1件につき 2,000 円の新潟市共通商品券を進呈いたします!
- ② 紹介件数上位5社(複数会員紹介事業所に限る)に会頭感謝状を贈呈します。



平成29年度

新潟市食文化創造都市 推進プロジェクト募集

新潟市の食の新たな魅力を生み出す 取り組みを募集します!

募集〆切 平成29年 3月24日(金)

重点テーマ
「生産者・料理人・消費者の新たなつながり」



平成 29 年度 新潟市食文化創造都市推進プロジェクト 募集概要

1 応募要件

(1)対象者

以下のすべてに該当するもの

- ① 申請時に「新潟市食文化創造都市推進会議」の会員であること ※会員登録は無料です。詳細は「3 応募申請 (1)申請書および会員登録」をご覧ください。
- ② 異業種の会員が連携して事業を実施すること
- ③ 原則として、本市内に住所を置き、市内を主な活動本拠とする会員が代表であること
 - ※ 対象とならないもの
 - ・政治、宗教、選挙活動に関係しているもの・暴力団およびその構成員に関係しているもの
 - ・構成員に国、地方公共団体およびそれらが出資する団体のいずれかが含まれるもの

(2)対象事業

平成30年3月31日までに事業の実施および報告を行うことができる、次のいずれかに該当する事業

- ① 本市の食文化・食産業の新たな魅力や価値を生み出す事業
- ② 本市の食の新たな魅力を内外にアピールする事業
- ③ 本市の食文化の活性化につながる事業
 - ※ 対象とならない事業
 - ・政治、宗教、選挙活動を目的とするもの・公共の福祉に反するもの
 - ・国および地方公共団体から他に助成を受けるもの

以下を重点テーマとして設定します。テーマに合致する事業は審査で加点措置がなされます。

【 重点テーマ 】 「 生産者・料理人・消費者の新たなつながり 」

本市では主要作物である米以外にも全国に誇る魅力的な食材が産出されています。また、豊かな食材を活用した料理や加工食品も発展してきました。さらに、本市は豊かな食材を生み出す生産者、食材を調理する料理人など、食に関わる多くの人材に恵まれています。本市の強みである食の魅力をさらに磨きあげるため、消費者も含め食に関わる人たちがつながり、相互理解を深め、課題を共有し、解決に取り組むことで新たな食の魅力の創出を図る事業を重点的に募集します。

<募集する事業例>

- ・本市の食材、生産者、料理人、歴史など多様な食資源を活かしたイベントの開催
- 都市部と農村部が近い本市の地理的特性を活かした企画の実施
- ソーシャルメディア、産業メディアを活用した本市の食の魅力の情報発信 など
 - ※ これまでの採択事業については新潟市食文化創造都市推進会議 ホームページからご確認いただけます。

http://www.niigata-shokubunka.com/project/



2 支援内容

- (1)事業費の一部助成
 - ・実績報告を受けた後、金額を確定し、助成します。
 - ※ 採択時の助成予定金額が限度額となります。また、助成金額は「支出実績額×補助率」または「支出実績額ー収入額 (自己負担を除く)」のいずれか低い金額となります。
 - ・助成金額は以下の2通りとなります。

メニュー	補助率	上限	採択数	説明
チャレンジ事業	全額	30万円	4件	初めての取り組み限定
育成発展事業	2分の1	50万円	6件	2回目以降の取り組み

※ ※採択数は予算内で変動する場合があります。

·助成対象経費

対象事業を実施するために直接要する経費です。(報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料および賃借料)

※対象とならない経費

事務職員の経常的な雇用経費、構成員が講師等を務める場合の謝礼、構成員の会議や交流会での飲食代、計画・ 立案・実行の全てを委託する業務など。

(2)事業の広報支援

新潟市食文化創造都市推進会議ホームページ、プレスリリース等による広報

(3)食文化創造都市にいがたロゴマークの交付



【食文化創造都市にいがたロゴマーク】

食文化の象徴である「箸と膳」を日本海に沈 む真っ赤な夕日に見立て、新潟が誇る食文 化を未来へ繋ごうとする強い想いを体現した ロゴマークです。

食文化創造都市 にいがた

事業をPRする際に積極的にご使用ください。

3 応募申請

- (1)申請書および会員登録
 - ・申請書類は新潟市食文化創造都市推進会議ホームページからダウンロードしてください。 また、申請には会員登録が必要です。お済みでない方は参加申込書をあわせてご提出ください。 http://www.niigata-shokubunka.com/project/



(2)申請〆切

平成29年3月24日(金)17時30分まで

※郵送の場合、締切日必着です。下記(3)の提出書類を作成し、郵送または持参により新潟市食文化推進会議事務局 (新潟市食と花の推進課内)へ提出してください。持参の場合は平日8時30分から17時30分までにご提出ください。

(3)提出書類

- ・申請書 ・企画書 ・収支予算書 ・定款、規約、会則(団体の場合)
- ・参加申込書(会員登録が済んでいない場合) ・その他審査に必要なもの

(4)提出先

〒951-8131 新潟市中央区白山浦1丁目425番地9 新潟市役所白山浦庁舎4階 新潟市食文化創造都市推進会議事務局(新潟市農林水産部食と花の推進課内) TEL: 025-226-1802 FAX: 025-230-0423

(5)申請に関するご相談

申請書作成等のご相談は新潟市食と花の推進課で対応いたします。

(6)その他

- ・提出いただいた申請書類はお返しできません。
- ・申請書類の記載内容に不明な点等がある場合、確認させていただきます。
- ・著作権許諾等の諸手続きは申請者においてご確認ください。

4 審査・採択

- (1) 書類審査(ヒアリング)【一次審査】
 - ・提出された申請書類をもとに審査し、二次審査進出者を決定します。
 - ・書類審査の結果は、すべての申請者へ通知します。
- (2) プレゼンテーション・採択審査会【二次審査】
 - ・プレゼンテーションは公開で行います。(報道機関による取材がある場合があります。)
 - ・プレゼンテーションでは、パソコン、プロジェクター等を活用し、自由に事業を説明していただきます。
 - ・ 採択審査会は非公開で行います。 審査の結果は参加されたすべての申請者へ通知します。 また、ホームページ等で公表します。

(3) 審査基準

No.	評価項目
1	創造性や独創性が高いか
2	新たな魅力や価値を生み出す内容であるか
3	関係者ネットワークが構築され、運営上の安定性や継続性があるか
4	地域の食文化の発展・人材の育成に寄与するものか
5	市内外への波及効果・アピール度は高いか
6	創造的な食文化の都市としてのイメージ形成に寄与するか
7	円滑な運営を行うための進行管理が計画されているか(スケジュール等)
8	収支計画は妥当か
9	重点テーマに沿った内容であるか

(4) その他

当会議主催のセミナーなどにおいて、採択事業の報告をお願いする場合があります。

5 スケジュール

3月24日(金)	募集〆切		
4月下旬	書類審査(一次審査)結果通知		
5月上旬~中旬	プレゼンテーション・採択審査会(二次審査)		
5月中旬	採択審査会(二次審査)結果通知		
5月下旬~	事業開始		
平成30年3月31日(土)	報告書の提出期限		

[※]上記スケジュールは予定であり、やむを得ない事情により、日程を変更させていただく場合がありますので、ご了承ください。

<申請先・問い合わせ先>

新潟市食文化創造都市推進会議事務局 (新潟市 農林水産部 食と花の推進課内) 〒951-8131 新潟市中央区白山浦 1 丁目 425 番地 9 新潟市役所白山浦庁舎 4 階 TEL:025-226-1802 FAX:025-230-0423 E-mail:info@niigata-shokubunka.com

